

工商行政管理機関による 行政権力の濫用による競争の排除、制限行為の 制止についての規定

2011年2月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国家工商行政管理総局令
第55号

「工商行政管理機関による行政権力の濫用による競争の排除、制限行為の制止についての規定」は中華人民共和国国家工商行政管理総局の局務会議の審議を経て採択されたので、ここに公布し、2011年2月1日から施行する。

局長 周伯華
2010年12月31日

工商行政管理機関による行政権力の濫用による競争の排除、制限行為の制止についての規定

第一条

行政権力の濫用による競争の排除、制限行為を禁止するために、「中華人民共和国独占禁止法」（以下、「独占禁止法」という）に基づき、本規定を制定する。

第二条

行政機関と法律、法規により授権され公共事業を管理する職能を持つ組織は、行政権力を濫用し、競争を排除、制限してはならない。

第三条

行政機関と法律、法規から権限を与えられ、公共事業を管理する職能を持つ組織は、行政権力を濫用し、次に掲げる行為に従事してはならない。

- (一) 明確な要求、暗示若しくは行政許可の拒絶、遅滞及び重複検査等の方式を通じて、機関団体若しくは個人に対して、その指定した事業者が提供した商品を経営、購入、使用するよう制限若しくは形を変えて限定し、又は他人の正常な経営活動を限定する行為。
- (二) 他地域の商品に対して、地元と同類商品と異なる技術要求、検査基準を適用し、又は重複検査、重複認証等の差別的な技術措置をとり、他地域の商品が地元の市場へ参入することを阻害、制限する行為。
- (三) 他地域の商品のみに適用される行政許可を実施し、又は他地域の商品に対して行政許可を実施する際に異なる許可条件、手続き、期限等を採用し、他地域の商品が地元の市場へ参入することを阻害、制限する行為。
- (四) 検問所を設置し、又はその他の手段をとり、他地域の商品が地元の市場へ参入すること、又は地元の商品を他地域の市場へ輸送することを阻害、制限する行為。
- (五) 差別的な資格要求、審査・評価基準を設定し、又は法による情報公表を行わない等の方式をもって、他地域の事業者が地元の入札募集・入札活動に参加することを排斥又は制限する行為。

- (六) 不平等な待遇等の方式をもって、他地域の事業者が地元において投資し、若しくは支店・支部を設置することを排斥若しくは制限し、又は他地域の事業者が地元において正常な経営活動を展開することを妨げる行為。
- (七) 事業者同士において競争を排除、制限する独占協議を無理やり締結・実施させ、市場の支配的地位を有する事業者に対して市場の支配的地位を濫用する行為に従事させるように強制する。

第四条

行政機関は行政権力を濫用し、決定、公告、通告、通知、意見、会議議事録等の形で、競争を排除、制限する内容を含む規定を制定、発布してはならない。

前項の規定は法律、法規により授権され公共事業を管理する職能を持つ組織に適用される。

第五条

事業者は次に掲げる行為に従事してはならない。

- (一) 行政機関と法律、法規により授権され公共事業を管理する職能を持つ組織による行政的限定を理由に、独占協議を締結・実施し、又は市場支配的地位を濫用する行為に従事すること。
- (二) 行政機関と法律、法規により授権され公共事業を管理する職能を持つ組織による行政的授権を理由に、独占協議を締結・実施し、又は市場支配的地位を濫用する行為に従事すること。
- (三) 行政機関と法律、法規により授権され公共事業を管理する職能を持つ組織によって制定・発布された行政的規定を理由に、独占協議を締結・実施し、又は市場支配的地位を濫用する行為に従事すること。

第六条

行政機関と法律、法規により授権され公共事業を管理する職能を持つ組織が、本規定の第三条、第四条の規定に違反した場合、国家工商行政管理総局と省、自治区、直轄市工商行政管理局は、独占禁止法第五十一条の規定に基づき、行政機関と法律、法規により授権され公共事業を管理する職能を持つ組織が行政権力を濫用し、競争を排除・制限する行為そのもの及び後の結果について、それに関連する上級機関に対して、法律に基づき対処するよう建議することができる。

第七条

事業者が本規定の第五条の規定に違反し、独占行為を行った場合、「工商行政管理機関による独占協議行為の禁止についての規定」、「工商行政管理機関による市場の支配的地位の濫用行為の禁止についての規定」に基づき、処理する。

第八条

事業者が独占協議を締結かつ実施した場合、工商行政管理機関はそれに対して違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、また前年度売上高の百分の一以上百分の十以下に相当する罰金を科す。締結した独占協議をまだ実施していない場合、50万元以下の罰金を科すことができる。事業者が市場の支配的地位を濫用した場合、工商行政管理機関はそれに対して、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、また前年度売上高の百分の一以上百

分の十以下に相当する罰金を科す。

第九条

行政機関と法律、法規により授権され公共事業を管理する職能を持つ組織が行政権力を濫用し、競争を排除、制限する行為に対する処理について、法律、行政法規に別途規定がある場合、その規定に従う。

第十条

工商行政管理機関の独占禁止法執行人員は、「工商行政管理機関による行政権力を濫用して競争を排除及び制限する行為を制止する手順の規定」の規定に基づき、厳格に法により事件の調査と処理をしなければならない。

工商行政管理機関の独占禁止法執行人員が職権を濫用し、職責を軽視し、情実にとらわれて不正行為をし、又は法執行過程に知り得た営業秘密を漏洩した場合、関連規定により処理する。

第十一条

本規定でいう商品にはサービスが含まれる。

第十二条

本規定の解釈については、国家工商行政管理総局が責任を負う。

第十三条

本規定は2011年2月1日から施行する。